

訪問看護サービス重要事項説明書

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護のサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて
当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	合同会社TACK
所在地	〒738-0026 広島県廿日市市上平良400番地8
代表者名	藤川 智
電話番号	0829-30-8541

2. 事業所概要

事業所名称	すみよい訪問看護ステーション
所在地	〒738-0036 広島県廿日市市四季が丘一丁目5番地1
管理者名	藤川 智
電話 / F A X	電話 0829-30-8541 / FAX 0829-30-8542
介護保険事業者番号	3462790282

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	こころや体調に不安があり、要介護状態または要支援状態にある方に対して訪問看護事業を行います。
運営方針	①事業所の職員は要支援者の心身の状態を踏まえて、有する能力を生かして可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能回復を目指します。 ②事業の実施にあたり、関係市町村や地域の保険、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 訪問看護職員配置状況

職務及び資格	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	
看護師	2名	1名
理学療法士		
作業療法士		
言語聴覚士		
合計	3名	1名

5. 対応地域

対応地域	廿日市市（吉和を除く）、広島市佐伯区（湯来町を除く）、西区
	その他地域は要相談

6. 営業日及び営業時間・訪問時間

営業日	月曜日から金曜日 土日祝日、お盆（8/13～8/15）年末年始（12/30～1/3）はお休みとさせていただきます
営業時間	8時30分～17時30分（※契約により携帯電話での24時間、365日対応可）
訪問時間	8時30分～17時30分

7. 提供する訪問看護サービス

精神的・心理的な 看護リハビリテー ション	服薬継続のためのサポート
	病気の理解や障害受容のためのサポート
	昼夜逆転しがちな方への生活リズムの維持
	対人関係能力向上への支援
	日常生活全般の助言
	家族関係の調整（家族の悩み事や不安の解消）
	金銭管理がうまくできない方への助言
	社会資源の活用援助（デイケア・作業所等）
身体的な看護・ リハビリテーション	健康状態の観察と見守り（体温・脈拍・血圧測定等）
	カテーテル類の管理、褥瘡の予防・処置
	日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
	終末期の看護
	自宅での歩行、階段の昇降など、生活を通じたリハビリテーション
介護相談	ケアの方法に関する相談
	介護に関する家族の悩み
	高齢者福祉施設サービスや介護用品の紹介

8. 利用料金

利用料金	各種加算、交通費（駐車料金・有料道路料金等）、キャンセル等については別紙をご参照ください。
	サービス利用を中止する際には、できるだけ前日の17時までにご連絡ください。
	各種保険のほか、公費負担制度（自立支援医療制度等）も取り扱い可能です。
	毎月10日以降、訪問時に前月分の請求明細書及び領収書をお渡しさせていただき26日にご指定の口座からの引き落としとなります。 その他の場合はご相談ください。

9. 緊急時における対応方法

容態悪化時	サービス提供中に容態の変化など緊急対応が必要な場合には、主治医・ご家族・介護支援専門員に連絡および記録させていただきます。
-------	---

医療機関名	
主治医	
連絡先	

※主治医もしくはは代理人様、契約人兼連帯保証人に連絡がとれない場合には、地域の救急医療機関への連絡および対応をいたします。

【緊急時の連絡先について】

訪問時不在で連絡が取れない場合、安否確認が必要な場合、生命に危険がある事故発生時等の場合に連絡及び相談をさせていただきます。

フリガナ		続柄		自宅電話	
氏名					
住所				携帯電話	

※連絡先の方については必ず伝えておいて下さい。

【事故発生時の対応】

サービスの提供にあたり発生した下記の内容等事故について、各管轄の連絡先に報告させていただきます。

事故発生時の対応	事故の内容	サービス提供を伴って発生した障害発生または死亡等の事故
		サービス提供を伴って発生した、利用者への賠償を伴う事故
		食中毒及び感染症等、法令により保健所等への報告が義務付けられているもの
		虐待・介護・養育費等に関するもの
	連絡先	行方不明・不審死に関するもの
		各区保健センター福祉課高齢介護係
		広島県国民健康保険団体連合会

また、利用者様に対する訪問看護サービスにおいて、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。なお、事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	身体障害・財物損壊・人格権侵害・管理受託物・初期対応費用・被害者治療費等

10. 相談窓口・苦情解決窓口

サービスに関する相談や苦情については下記にご連絡ください。

相談窓口・苦情相談 対応窓口	責任者	藤川 智	
	担当者	藤川 智	
	対応日及び時間	月曜日から金曜日 祝日を除く 8時30分～17時30分	
	連絡先	0829-30-8541	
事業所以外の相談または 苦情等に対応する窓口	廿日市市高齢介護課	0829-30-9155	
	広島市介護保険課	082-804-2180	
	広島県国民健康保険団体連合会	082-554-0783	

11. 身分証携行義務

事業所の訪問看護員は、常に身分証を携行し初回訪問時及び利用者様または利用者様の家族からの提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。